

障害者福祉システム等標準化検討会 ベンダ分科会（第1回）議事概要

日時：令和3年10月29日（金）13:30～15:30

場所：日本コンピューター株式会社 汐留シティセンター10F セミナールームA・B 及びWEB会議

出欠（敬称略）：

（構成員）

代理	坂本 匠	株式会社RKKCS 企画開発本部
出席	小林 佳則	Gcomホールディングス株式会社 ソリューションビジネス推進部 ソリューション導入課長
出席	井澤 聡	株式会社TKC ユーザ・インターフェイス設計部 チーフ
出席	梅香 一也	株式会社電算 公共ソリューション3部 主幹
出席	佐藤 亮介	株式会社アイネス 公共ソリューション本部 プロダクト開発第二部 担当部長
出席	片上 誠一	株式会社IJC 情報システム部 パッケージシステム課長
出席	近藤 誠	日本電気株式会社 公共システム開発本部 主任
出席	福田 佳孝	富士通Japan株式会社 行政ソリューション開発本部 社会保障ソリューション事業部 第一ソリューション部 マネージャー

（オブザーバー）

欠席	伊藤 豪一	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	前田 みゆき	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
欠席	池端 桃子	デジタル庁 プロジェクトマネージャー
出席	丸尾 豊	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
欠席	清水 康充	デジタル庁統括官付参事官付 参事官補佐
出席	米井 駿	デジタル庁統括官付参事官付
欠席	羽田 翔	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 理事官
欠席	田原 克志	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
欠席	矢田貝 泰之	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
欠席	巢瀬 博臣	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐
出席	島添 悟亨	厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室 室長補佐 老健局介護保険計画課 社会・援護局障害保健福祉部企画課 併任
欠席	高相 泰忠	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 課長補佐
出席	井上 明子	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課 データ解析専門官

【議事次第】

1. 開会
2. 標準化対象外の実装方法について
3. 住記・税情報のサブセット及び照会ログについて
4. 1.1 版案に対するベンダ意見の確認
5. その他

【議事概要】

○IJC構成員

- ・（資料2）内容について4点ほど確認させてほしい。

- ①現行システムでは、どのベンダにおいても標準化範囲・範囲外の事務は意識せず、障害者福祉システムを構築していると認識している。そのため、標準仕様書において、範囲内・範囲外のシステム構成をどのように考えればよいか。また、資料上、赤枠の範囲外となる独自事業への住記や税の連携、範囲内にある手帳情報等との連携の仕組みはどのように整理すればよいか。
- ②API連携、疎結合との記載があるが、具体的にどのような連携なのか教えてほしい。
- ③標準化範囲外の事務が多くなった場合、範囲外の事務は補助金対象外となるため市町村の負担が大きいのではないか。
- ④地域生活支援事業などの標準化範囲外の事務であっても、ノンカスタマイズであれば、標準化範囲内に含めてほしい。

⇒（デジタル庁）資料2については、標準化対象・対象外を整理した資料であるが、伝えたいことは、標準化アプリの範囲を示した資料であり、ノンカスタマイズ原則を示した資料であることを認識いただきたい。その上で、①～④について回答する。

- ①ノンカスタマイズの原則を踏まえると、影響があるのは独自施策になると考えられるが、独自施策についてはノンカスタマイズを前提にパラメータ処理で対応することで標準準拠アプリ上に含めることができるとしている。また、パラメータで対応できない独自施策については範囲外として疎結合によるAPI連携等によって対応することを想定している。
- ②現時点で、具体的な連携方式を提示する予定はない。資料上は「API連携等」としており、API連携以外での連携も可能としている。そのため、各ベンダの技術的知見をもって対応していただきたいと考えている。また、ここでの連携は「疎結合」であることを意識してほしい。「密結合」では、標準準拠アプリへ影響し、カスタマイズに繋がる可能性があるため、標準準拠アプリへ影響を及ぼさないように「疎結合」としている。
- ③意見のとおり、標準化対象外のシステムは補助金対象外となり自治体への負担となる。そのため、独自施策だから標準仕様に定めないと判断するのではなく、独自施策でもあってもパラメータにより処理できる事業については標準仕様書に定めるようお願いしたい。例えば、地域生活支援事業については、標準化法に基づく標準化対象事務として政省令に定め、標準仕様書へ記載できないか検討をお願いしたい。

⇒（事務局）④について、デジタル庁の発言の通り、地域生活支援事業も含め独自施策については標準仕様書【1.0版】で記載していないため、今後、厚生労働省とも検討する必要があると認識している。

○TKC構成員

- ・（資料2）標準化対象外の事務に記載された独自施策のシステムはガバメントクラウドと同じ基盤で扱えるかどうか確認させてほしい。
⇒（デジタル庁）ガバメントクラウドの先行事業をこれから始める予定であるため、検証結果を受けて、可否を判断させていただきたい。検証結果については、今後、改めて情報提供をさせていただく予定である。

○富士通Japan構成員

- ・（資料2）ガバメントクラウドの先行事業の結果によるところもあるが、標準準拠アプリに対しノンカスタマイズを前提とすれば、標準化対象外の事務も同一基盤（同じPaas層）でシステムを提供することは可能という認識で問題ないか。また、「API連携等」について、自治体の状況によっては、複数のクラウド間での連携が必要になる可能性があると思われるが、現時点で「API連携等」についての方向性などあれば教えてほしい。連携に関しては住記、税のように個人を単件で参照する場合もあれば、一覧で複数表示させ、大量処理を行う場合もある。このような事例も含めて「API連携等」について方向性があれば確認をさせていただきたいのが主旨である。
⇒（デジタル庁）同じPaas層で提供できるかどうかは、ガバメントクラウドの先行事業の結果を受けてからの判断となる。「API連携等」の方向性については、デジタル庁より提示する予定はない。各システム間の連携要件については今後、厚生労働省とも調整しながら定める予定であるが、「API連携等」の機能については各ベンダの競争領域になると考えている。

○アイネス構成員

- ・（資料2）パラメータによる処理の定義について確認したい。例えば、四則演算で $A+B=C$ のような式があった場合、パラメータで処理できるとは、AやBの変数を切り替えることでカスタマイズせず処理できるということでしょうか。条例の改正等で $A+B$ にDを追加で加える必要が出てきた場合、カスタマイズになるという解釈でしょうか。この場合、資料2の標準化対象の事務内にある赤枠の独自施策を入れることができなくなるのではないかと。
⇒（厚労省情参室）例えば、対象世帯の年収要件が100万円であったとして、独自施策で105万円や120万円といった対象世帯の年収要件に幅をもたせるような場合、Aのパラメータは100万円、Bのパラメータは自治体によって5万円や20万円を設定する。これにより、独自施策による年収要件を105万や120万と設定することが可能と考える。つまりAの部分は標準化対象の事務となり青枠のパラメータとなる。一方でBは独自施策のパラメータとして管理される。ただし、実際には画面や処理について言及しているものではなく、資料上はパラメータの処理を概念的に表現したものと理解している。

○事務局

- ・「パラメータ設定」の定義の解釈が個人により異なるため、資料2に記載の「パラメータ設定」の定義を取り決めたい。例えば、標準準拠アプリ内で利用する人がシステムに関する設定を変更できることを「パラメータ設定」と定義してはどうか。つまり、SEやベンダが設定するものではなく、画面や操作方法は問わず、利用者が設定変更を行えるものを「パラメータ設定」と定義してはどう

か。

⇒ (デジタル庁) SEやベンダが設定するものではなく、利用者が設定変更を行えるものが「パラメータ設定」と定義することで問題ない。

○事務局

- ・データ連携については、標準化対象事業の17業務間は当然定める必要があるが、資料2のAPI連携等についても定める必要があると認識している。本日の議題では検討予定としていないが、今後、整理する必要があることを共有も兼ねて伝えておく。

○日本電気構成員

- ・(資料3) マルチベンダでの導入の場合は、基本的にパターン1、2でシステムを構築していると思われる。そのため、パターン3をマルチベンダが対応するのは影響が非常に大きいと考える。また、パターン3では大量印刷やバッチ処理において、性能の確保ができるのか懸念される。これらのことから、パターン1、2も実装可能としてほしい。アクセスログについては、パターン1、2もあることから障害者福祉システムで記録することが必要だと考える。

⇒ (IJC構成員) アクセスログについては、何かあった場合に調査を実施するために残すものであることから、住記、税の照会ログが障害者福祉システム側に無いことで調査ができなくなる懸念がある。そのため、障害者福祉システム側で住記、税の照会ログを管理する必要があると考える。また、連携データについては住記、税に限らず、パターン1、2のように自システム内でデータを保持することを認めてほしい。理由としては、照会される側になった場合、障害者福祉システムであれば、手帳の情報が他システムから参照されることが考えられるが、その場合、トランザクションなどを含めた技術的な問題が発生する可能性があるためである。

⇒ (富士通Japan構成員) 事務運用に支障がないことが第一優先であると認識している。住記、税を参照することで、一括処理が時間外や休日になるなどの制限等が発生する可能性がある。このような観点からもパターン1、2は認めてほしい。また、パターン1、2が残る前提であれば、アクセスログとしては障害者福祉システム側で残す必要があると考える。

⇒ (TKC構成員) パターン1、2はマルチベンダを考慮すると残すべきと考えている。パターン3としてアクセスログは住記、税システム側で記録するとなると、住記、税システム側への機能に影響があるため、そちらも意識してほしい。

⇒ (RKKCS構成員) アクセスログとしては参照する側のシステムが残すべきと考えるため、障害者福祉システム側で住記、税の参照ログを残すべきである。連携の仕組みについて、パターン3はマルチベンダの場合は対応が難しいと考えるため、パターン1、2も必要である。

⇒ (電算構成員) データ連携については、マルチベンダを考慮するとパターン1、2も許容してほしい。アクセスログについては、障害者福祉システムが参照するデータは住記、税のみならず、国保や後期高齢も参照する必要があるため、参照される側がログを残すのではなく、参照する側がログを残すべきと考える。

⇒ (事務局) 各ベンダの意見を確認し、連携としてはパターン1、2も必要であり、アクセスログにおいては、参照する側が残すべきと改めて認識できた。結果としては、現在の方針で進めたいと考えている。ただし、今後、データ要件、連携要件を定めていく中で住記、税から連携されたデータについて変更や削除はできないなどの制約が必要であると事務局では考えている。今後、デ

デジタル庁、厚生労働省と調整の上、整理を進める。

○厚労省情参室

- ・資料3の連携については自庁内の連携を前提にした記載と認識しているが、ガバメントクラウドで連携をするのであれば、自庁内のデータのみならず、自治体の区域を超えた連携に発展できるような仕組みをお願いしたい。

⇒（デジタル庁）データ要件、連携要件を進めているが、ガバメントクラウドの利点を最大限に活用することも大切であるため、ご意見を踏まえて今後の検討に活かしていきたい。

○TKC構成員

- ・（資料4のNo16）介護給付費については5明細を超えてしまうことを考慮し、超えた場合は六面の予備欄へ印字するよう対応している。弊社の事例としてお伝えする。

⇒（Gcomホールディングス構成員）三面の下半分が余白であるため、こちらの余白に記載欄を設けてはどうか。現時点で、実際にこのような運用を実施している自治体がある。

⇒（厚労省情参室）現在、厚生労働省内で各帳票様式の確認を実施している。その中で省令などの根拠自体の改正の必要性も含めて確認を行っている。ご意見の内容については所管へ伝え検討させていただく。

○事務局

- ・10月13、14日に開催された各ワーキングチームにおいて、「データの削除」についての意見があった。データの削除における実装は、住民記録システムではデータを物理削除ではなく、論理削除することと整理しており、修正履歴を残すという観点からも慎重な対応をお願いしたいと言われている。各ベンダにおいて、当意見についての見解を確認させてほしい。

⇒（アイネス構成員）論理削除のみで問題ない。

⇒（RKKCS構成員）基本的には論理削除のみで問題ないが、突発的な対応としてデータを物理削除する必要が発生する場合がある。また、論理削除のみでは、データの保持期間やデータを保持することによるパフォーマンスの問題が懸念される。

⇒（富士通Japan構成員）システムへの誤入力もある中で、不要なデータをシステム上に残しておくことは適切ではないとの観点から物理削除は必要であると考え。また、データ量の話もあるが、移行のことも考慮すると不要なデータは物理削除が望ましいと考える。

⇒（Gcomホールディングス構成員）物理削除は必要と考えている。データ移行時に不要なデータが移行されることを危惧している。

⇒（TKC構成員）誤って入力したデータは物理削除してほしいと自治体からの意見もあるため、現行システムの機能として搭載している。そのため、標準システムとしても必要と考える。

⇒（電算構成員）誤って入力したデータは物理削除が望ましいと考える。また、事業者マスタやコードマスタ等（異動手続きに直接関係しないマスタデータ）まで論理削除のみにしてしまうとパフォーマンスへの影響が懸念されるため、物理削除も可とすることが必要であると考え。

⇒（IJC構成員）データ量によるパフォーマンスや移行の問題もあると思うが、物理削除した場合でも、いつ誰が削除したかはログで確認できるため、物理削除しても問題ないのではないか。

⇒（日本電気構成員）基本的には論理削除でも問題ないと考えているが、不要データが残り続ける

ことは好ましくないため、必要に応じて物理削除できる仕組みがあればよいと考える。

⇒（事務局）障害者福祉システムとしては、削除機能は誤入力があった場合にデータを残したくないために設けている機能と位置付けられる。論理削除の場合、データ量の問題、データ移行への影響にもつながる。これらの意見を踏まえて、障害者福祉システムとしては標準仕様書へ論理削除、物理削除を定める必要はないと考えるが問題ないか。

⇒（デジタル庁）論理削除、物理削除については各ベンダの商品開発における領域であると考えられる。そのため、システム開発をする上での論点としては必要であるが、標準仕様書に記載する必要はないと思っている。

⇒（事務局）各構成員及びデジタル庁からの意見を踏まえて、障害者福祉システムでは、物理削除、論理削除については特に記載しないという整理で進めさせていただく。

以 上